

令和 8 年 8 月 2 7 日

発言に関するお詫びと今後の対応について

大和市議会議員 石田 裕

令和 7 年 1 2 月定例会以降、議員調査に関する私の発言について、議会運営委員会において度重なるご協議をいただきました。この間、私の発言に事実誤認および行き過ぎた表現があったことを深く反省し、以下のとおりお詫びを申し上げます。

1 判例に関する発言について

私は、議員の調査に関して「地裁や高裁で違法との結論が出ている判例を確認している」旨を発言しました。しかし、その後、弁護士への調査依頼および国立国会図書館等での確認を行いましたが、そのような判例を確認することはできませんでした。一次情報を確認しないまま断定的に発言したものであり、事実に基づかない発言でした。令和 8 年 6 月 1 7 日の議会運営委員会でも申し上げましたが、改めて深くお詫び申し上げます。

当該発言は撤回し、判例を根拠とする主張については、今後は一次資料の確認を徹底し、その射程を正確に示して申し上げよう努力いたします。

2 「違法」「議決権の侵害」との断定について

私は、議員調査を「地方自治法第 9 6 条に基づく権利」と述べ、これに応じない市の対応が違法である、議決権の侵害に当たるといった趣旨の発言を繰り返しました。

しかし、他者に義務を課す強制力を伴う権限は、法令の明文の根拠を必要とするものであり、明文の根拠がないままに市側の法的義務違反を指摘したことは、法解釈として行き過ぎた主張であったと考えます。概念上の権利と実定法上の請求権を同列に論じた点についても、正確さを欠いていました。この点について、市長、副市長及び市職員の皆様に対し、心よりお詫び申し上げます。

3 議会運営に及ぼした影響について

私の発言により、議会運営委員会において長時間にわたる協議を要し、委員各位、議会事務局、そして市長、副市長及び市職員の皆様に多大なご負担とご苦勞をおかけいたしました。本来の職務に加えてこれだけの労力を割かせてしまったことを重く受け止め、深くお詫び申し上げます。

4 背景について

弁解として申し上げるものではありませんが、経緯として一点申し添えます。

前市政において、元市職員の内部告発によりハラスメントが明らかとなり、その発覚が遅れたことで職員が深く傷つけられ、市民にとっても看過できない不利益が生じました。二度と同じことを繰り返してはならないという思いが、情報提供をめぐる私の発言を性急かつ強い調子のものでした面があります。

しかし、その問題意識は、事実確認を欠いた断定や、法的根拠のない違法性の指摘を正当化するものではありません。目的が正しければ手段の不正確さが許されるものではないことを、今回の件を通じて痛感しております。

5 今後について

一方で、地方自治法第96条の議決権を行使するにあたり、賛否を判断するための情報が必要不可欠であるという私の問題意識自体は、今後も持ち続けてまいります。ただしそれは、市に法的な提供義務があるという主張ではなく、議会と市とが協議のうえで情報提供の在り方を整えていくべき課題であると考えております。

そのうえで、発言に際しては、事実関係と法的根拠を事前に精査し、一次情報を確認することを徹底いたします。委員会等の個別の場合において市の対応の是非を指摘する場合にも、あらかじめ事実関係を確認し、確認された事実と自身の解釈とを明確に区別したうえで、極めて慎重に行ってまいります。

今回の件を糧とし、議会内外での発言に活かしてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

以上